

自死遺族等支援の枠組み

3.1 自死遺族等支援の法的根拠

3.2 地方公共団体の責務

3.3 自死遺族等支援に関する事業

3.4 都道府県や市区町村に期待される役割

3.4.1 都道府県に期待される役割

3.4.2 市区町村に期待される役割

第3章 自死遺族等支援の枠組み

第3章では、心理面、身体面での不調や社会生活上の課題と向き合う自死遺族等に対して、どのような支援が展開される必要があるのかについて説明します。以下では、想定される本手引の主な利用者である地方公共団体職員による自死遺族等支援が、いかなる法的根拠を持ち、どういったことが責務として課され、どのような事業を展開していくことが期待されているかについてみていきます。

3.1 自死遺族等支援の法的根拠

基本法では、自死遺族等支援について、以下のように言及しています。第1条において、自死遺族等の支援の充実を図ることが「目的」として示され、第9条では自死遺族等への配慮の必要性について、第21条では自死遺族等支援の必要性について規定しています。また、第15条と第22条にも関連の記載があります。

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4次大綱では、「第3 自殺総合対策の基本方針」に、以下の下線部で示した2点が加わりました。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

<事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる>

3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと

4. 実践と啓発を両輪として推進する

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく

併せて、「第4 自殺総合対策における当面の重点施策」においては、「9. 遺された人への支援を充実する」ことが柱の1つとされており、これまでの大綱と同様に以下の5項目が定められています。（詳細は、参考資料：第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）新旧対照表参照）

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

3.2 地方公共団体の責務

基本法では、地方公共団体の責務として、以下のように規定しています。第3条は地方公共団体の責務、第13条は地域自殺対策計画の策定に関わるものとなり、それ以外は各種施策について言及したものとなります。前述のように、第9条は自死遺族等への配慮の必要性、第21条は自死遺族等支援の必要性について規定していますが、それ以外の施策として、国民の理解の増進から、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動、関係者の連携協力、調査研究等の推進及び体制の整備、人材の確保等、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等、医療提供体制の整備、自死・自殺が起きないようにするための体制の整備等、自殺未遂者等の支援、民間団体の活動の支援まで、多岐にわたる施策が記され、こうした施策についても自死遺族等支援と関連づけた展開が期待されます。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の理解の増進）

- 第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

- 第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（都道府県自殺対策計画等）

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

3.3 自死遺族等支援に関する事業

現在、地方公共団体では、以下のような様々な自死遺族等支援に関する事業が行われています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死遺族等支援に関わる関係者や関係機関などを構成員とする会議の実施、関係者間でのケース支援に関する方針の検討、支援者支援 など

(2) 自死遺族等支援に関わる人材の育成

自死遺族等と接する機会がある職種向けの研修の実施、支援者向けマニュアルの作成、自死遺族等の体験談を取り入れたゲートキーパー研修の実施 など

(3) 住民への啓発と周知

自死・自殺や自死遺族等に対する誤った認識や偏見を払拭するための講演会の実施、啓発動画、パンフレット、リーフレットの作成、ホームページ開設、SNS発信 など

(4) 自死遺族等への情報提供

パンフレット、リーフレットの作成、ホームページ開設、SNS発信 など

(5) 自死遺族等を対象とした相談

対面、オンライン、電話、メール、SNSなどを活用した相談対応、自死遺族等に対する個別訪問 など

(6) わかち合いの会や遺族のつどいの開催、運営

わかち合いの会や遺族のつどいの開催、自助グループに対する立ち上げや運営支援、人材育成のための研修の実施、支援者に対するスーパーバイズの体制構築 など

(7) 身近な人を自死・自殺で亡くしたこどもの支援

各種制度における会議体との連携、居場所づくりの実施、相談体制の整備、教職員向け研修の実施、支援者や保護者向けのリーフレットやマニュアルの作成 など

(8) 学校における対応

児童生徒が自死・自殺で亡くなった場合の緊急支援チームの体制整備、相談対応、背景調査の支援、教職員やスクールカウンセラー向けの研修の実施、支援者向けマニュアルの作成 など

(9) 職場における対応

職場の人などが自死・自殺で亡くなった場合の緊急支援チームの体制整備、原因究明調査の支援、支援者向けマニュアルの作成 など

3.4 都道府県や市区町村に期待される役割

自死遺族等支援を包括的に推進するには、都道府県と市区町村が役割を分担しながら、保健、福祉、医療、労働、教育、警察、法律、民間団体などの関係機関と幅広く連携していくことが必要です。

3.4.1 都道府県に期待される役割

都道府県は市区町村を包括する広域自治体として、都道府県単位、市区町村を越えた圏域単位などで取り組むことにより、効果的、効率的に事業を推進していくことが期待されます。

都道府県による実施が期待される具体的な事業内容は、自死遺族等支援団体などを含めた会議体の設置など、自死遺族等支援に関するネットワーク構築の体制整備のほか、支援者向けの研修やマニュアルの作成、自死・自殺や自死遺族等に対する誤った認識や偏見を払拭するための講演会の実施や広報物の作成などがあります。自死遺族等に配布するパンフレットなどの作成や相談窓口の設置、複雑な事案の支援に関わる職員のフォロー体制の整備なども必要です。身近な人を自死・自殺で亡くしたこどもの支援においては、「要保護児童対策地域協議会」や「ひとり親家庭等の支援」「ヤングケアラー支援」など既存の支援制度の枠組みとの連携のほか、学校や職場の人が自死・自殺で亡くなった場合に初動対応ができる緊急支援チームの整備なども期待されます。

3.4.2 市区町村に期待される役割

自死遺族等と直接接する機会の多い市区町村では、都道府県が実施する広域的な事業を十分に活用しながら、自死遺族等の心情にきめ細やかに配慮した様々な取組を実践していくことが望まれます。自死遺族等の中には、「自死遺族等であることを周りに知られたくない」と感じる人も少なくないため、特に人口規模が小さい市区町村では、地域コミュニティにおける関係が近いことも踏まえ、自死遺族等への配慮は慎重になされる必要があります。

市区町村による実施が期待される具体的な事業内容は、自死遺族等が来訪する窓口でのパンフレットや相談窓口一覧の配布、自死遺族等支援に関するケース会議などの実施、警察や消防、医療機関と連携した自死遺族等への個別訪問などがあります。なお、啓発イベントやわかち合いの会の実施については、社会資源や人材などが限られている場合には、ほかの市区町村や民間団体などと連携して行うことも考えられます。

国・地方公共団体・関係機関の役割





